

鳥栖市公告第6号

公募型プロポーザル方式による新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務の業者選定について

新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で委託業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月17日

鳥栖市長 向 門 慶 人



1 業務の概要

(1) 業務名

新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務

(2) 業務の目的

本業務は、新鳥栖駅東側の土地（約13ha）について、上位・関連計画やまちづくりの方向性を踏まえながら、計画的に良好な市街地整備を行うために、現況の問題点の抽出やまちづくりを進めていく上での課題を設定し、基本構想の作成およびその実現方策を検討することを目的とする。

(3) 業務行期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

(4) 委託料上限額

9,440,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 資格要件

別紙実施要領のとおり。

3 参加申込み手続き

(1) 説明資料の配布

本プロポーザルに関する実施要領、特記仕様書及び参加表明書等の様式は、鳥栖市ホームページ（<http://www.city.tosu.lg.jp/>）において入手することができる。

(2) 参加表明書の提出方法等

- ① 提出期限：令和7年2月28日（金）午後5時まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く）
- ② 受付時間：直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。

③ 提出場所：鳥栖市 政策部 駅周辺整備課

住 所 〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

TEL 0942-85-3625

Eメール ekiseibi@city.tosu.lg.jp

④ 提出方法：1部を持参、郵送またはメール

(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。また提出期間内に必着)

(3) 技術提案書及び見積書の提出方法等

① 提出期限：令和7年3月21日(金)午後5時まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く)

② 受付時間：直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
(正午から午後1時を除く)。

② 提出場所：鳥栖市 政策部 駅周辺整備課

③ 提出部数：正本1部、副本7部(様式2-3、様式2-4のみ)【ヒアリングに使用】、
電子データ1部(CD-RまたはDVD-R等の電子媒体とする。)

④ 提出方法：直接持参もしくは郵送

(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。また提出期間内に必着)

(4) 質問書の受付及び回答

別紙、実施要領のとおり

(5) ヒアリング

① 実施日時

令和7年3月26日(水)を予定している。

(詳細が決定し次第、関係者に通知する。)

※実施日時は、審査等の状況によって、変更となることもある。その場合は改めて関係者へ通知する。

4 その他

(1) 問い合わせ先

〒841-8511

佐賀県鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市 政策部 駅周辺整備課 新鳥栖駅周辺係

TEL : 0942-85-3625 (直通)

FAX : 0942-85-2114

E-mail : ekiseibi@city.tosu.lg.jp

(2) 本プロポーザルに関して、この公告に記載のないものは、「新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。